

2010

ディスクロージャー

業務及び財産の状況に関する説明書類

平成 21 年度決算

(平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日)



株式会社ミニンシュラー
2010/07/29

社 長 挨拶

弊社は、2008年2月に少額短期保険準備会社を立ち上げ、同年9月に正式に関東財務局に少額短期保険会社として登録をいたしました。営業開始は同年12月からですが、新商品の登録の関係で、第1号の「日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険」が翌年3月から、第2号の「乳がん診断保険金付女性特定疾病医療保険」が6月から販売を開始しました。従いまして、第3期はほぼ1年間の営業活動を通じ、販売網の新設を行い、新規契約の獲得に注力しました。

しかしながら、少額短期保険という一般的には聞きなれない知名度の低さ、認知度の無さから、業績が計画ほど伸びずに苦戦を強いられた1年ではありましたが、無事黒字決算を行うことができました。

今後、一層の企業努力により、経営の安定化を図り、より良い商品の開発、販売を通じ、お客様に夢と安心を与え続けられる少額短期保険会社を目指します。そのためには少額短期保険会社の特性を活かした商品開発を行い、事業基盤拡大を推進して参りますが、対処すべき課題は以下の通りです。

各種団体組織との提携を強化し、それらのニーズにあった商品開発を行う。
保険販売のチャネルの多様化を図り、より合理的な販売体制を構築する。
コンプライアンスに注力し、健全な経営に努める。

については、販売チャネルが十分とは言えない状況にあり、引き続き団体組織の開発を行っていきます。については、既存の概念に捉われることなくニューチャネルの開発を目指していきます。については、コンプライアンスを最重点にきめ細かい顧客サービスができる体制をさらに強化します。

私は、本年6月に日本少額短期保険協会の理事に再選され、新たに設置された「広報委員会」を任されました。少額短期保険会社の社会的な使命を考え、今後一層の健全な業界発展を目指すべく、協会の広報活動を通じ、少額短期保険の知名度/認知度のアップを図る所存です。また、保険期間や保険金額に上限が設定されるなど、一般の保険商品比較において大きく見劣りする部分については、業界全体の要望として少額短期保険業の規制緩和に取り組んで参ります。

2010年7月
株式会社ミニシュラー
代表取締役社長 小林 靖治

目 次

社 長 挨 拶	2
1 . 当社の概況及び組織に関する事項.....	4
(1) 会社概要	4
(2) 経営の組織	7
(3) 株式の状況	8
(4) 役員 の 状況	9
(5) 使用人の状況.....	9
2 . 当社の主要な業務の内容.....	10
(1) 取扱商品	10
(2) 再保険の状況.....	13
(3) 保険の募集について	14
3 . 当社の主要な業務に関する事項	15
(1) 直近の事業年度 (2 0 0 9 年度) における業務の概況	15
(2) 直近の 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	16
(3) 直近の 2 事業年度における業務の状況	17
(4) 責任準備金の残高の内訳.....	25
4 . 当社の運営に関する事項	26
(1) リスク管理体制について.....	26
(2) 法令遵守 (コンプライアンス) 体制について.....	27
(3) 個人情報保護方針.....	28
5 . 当社の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	31
(1) 計算書類.....	31
(2) 保険金等の支払能力の充実の状況	37
(3) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	38
(4) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無	38
(5) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する 公認会計士または監査法人の監査証明の有無.....	38

1. 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 会社概要

経営理念

株式会社ミニンシュラーは、少額短期保険業者として法令を遵守し、お客様の立場に立ったきめ細かいサービスによってお客様に安心を提供し、社会に貢献します。

行動規範

株式会社ミニンシュラーの全役職員は、少額短期保険業者としての自覚と責任を持ち、

- ・ お客様が安全で豊かな生活をおくる手助けとなる商品を提供し、
- ・ 広く社会の発展に向け公共的な使命を果たし、
- ・ 法令および社会的規範を遵守した健全な業務運営を行い、お客様から信頼され、全役職員が誇りを持てる会社を目指します。

行動指針

前掲の「行動規範」に則って次の「行動指針」を定めます。

全役職員はこの「行動指針」を誠実に実行しなければなりません。

1. 保険商品の提案・提供から保険金支払いまでの適切なお客様対応の推進

勧誘方針に従って適正な勧誘を行い、お客様からの満足と信頼が得られるよう、お客様のニーズに応える質の高い商品およびお客様の視点に立ったサービスを提供するとともに、迅速かつ適正に保険金をお支払いします。

2. お客様や社会との相互理解の促進

お客様や社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に公開するとともに、広くお客様の声をお聞きし、誠実に対応します。また、お客様の声を経営に生かします。

3. 個人情報等の適正な取扱いと保護の徹底

個人情報およびお客様情報の重要性を認識し、法令等の規定およびその精神にそって、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底します。

4. コンプライアンスの推進

お客様と社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守した公正な事業活動を行います。

5. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組みます。

6. リスク管理の徹底

お客様に対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行います。

7 . 再発防止の徹底と説明責任の遂行

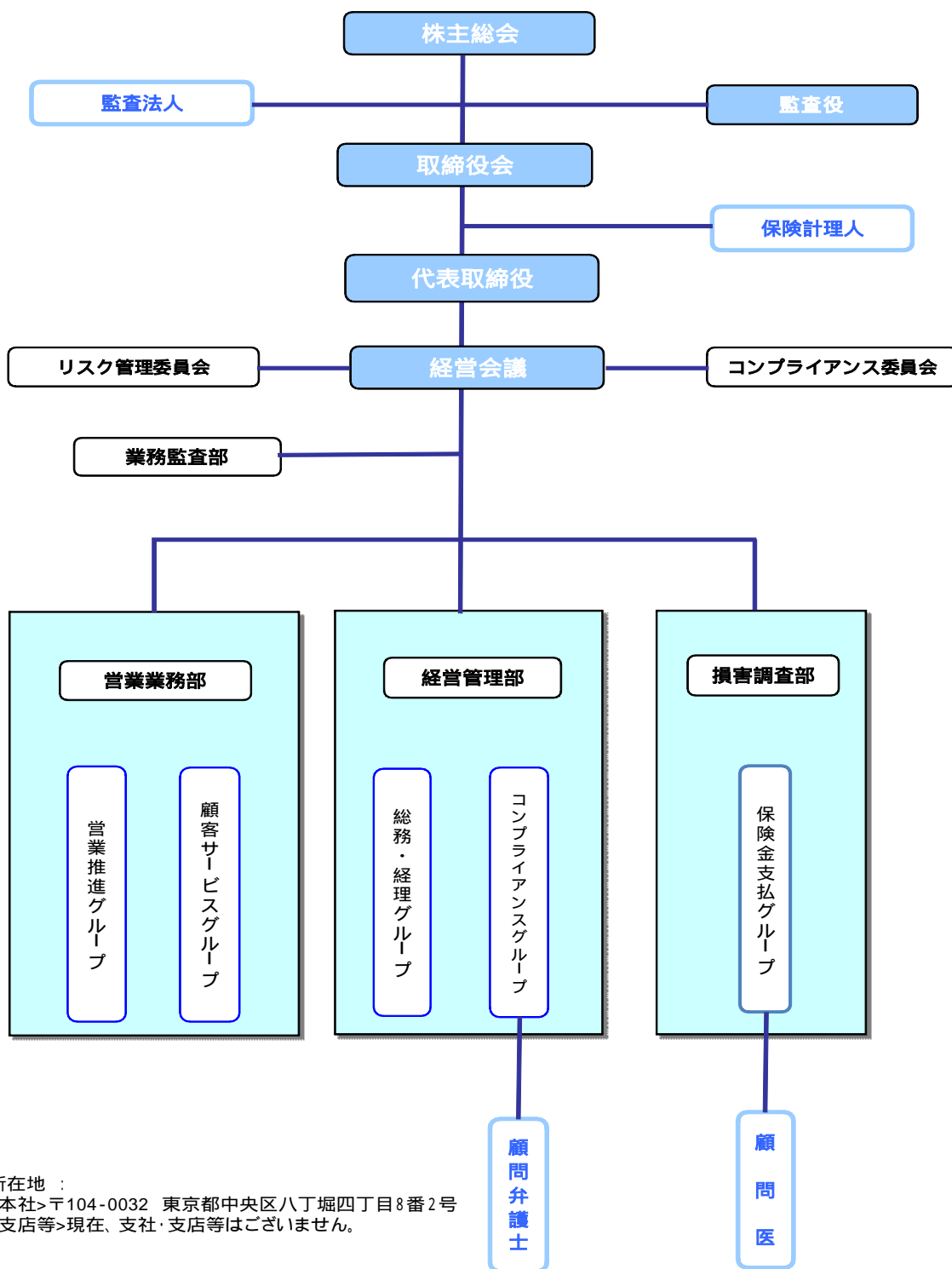
お客様や社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客様や社会に対する説明責任を果たします。

8 . 職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現

職員の人権を尊重するとともに、個々の能力が十分に発揮できる、働き甲斐のある職場環境を実現します。

(2) 経営の組織

平成 22 年 7 月 1 日現在



所在地：
 <本社>〒104-0032 東京都中央区八丁堀四丁目8番2号
 <支店等>現在、支社・支店等はありません。

(3) 株式の状況

株式数
 発行可能株式総数 100,000 株
 発行済株式 4,000 株

株主数
 平成 22 年 3 月末株主数 12 名

主要な株主の状況

平成 22 年 3 月末現在

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (株)	持株比率 (%)
株式会社アバンセ	4 4 0	1 1
株式会社エイエムアール	4 4 0	1 1
アドバンスコミュニケーションズ株式会社	4 4 0	1 1
アイエスピー株式会社	4 4 0	1 1
株式会社グリーンオペレーションズ	4 4 0	1 1
株式会社 Nic	4 4 0	1 1
EFS European Financial Services Ltd.	4 4 0	1 1
株式会社ティーシーエス	2 8 0	7
濱田卓二郎	2 8 0	7
小林 靖治	1 2 0	3
大林 淑	1 2 0	3
松田 寿々雄	1 2 0	3

(4) 役員 の 状 況

平成 22 年 6 月 28 日現在

氏 名	役 職	重要な兼職	その他（兼任の状況等）
小林 靖治	代表取締役社長	-	
原口 和正	取 締 役	-	
上田 修司	取 締 役	-	
森 桂一	社外監査役	MA & P 税理士法人代表	公認会計士・税理士

(5) 使用人の状況

平成 22 年 6 月 28 日現在

職 種	従業員数	平均年齢
内勤職員 （内、派遣社員）	12名 （5名）	47.1歳
営業職員	-	-
合 計	12名 （5名）	47.1歳

2. 当社の主要な業務の内容

(1) 取扱商品

【日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険】

当社が少額短期保険業者として、関東財務局の登録を受けた後、最初に発売した商品です。近年ますます高まる、病気やけがでの入院・手術・退院後の通院のリスクに対する準備として、医療保障を重点におき、あわせて死亡・重度障害、日常生活賠償責任まで、幅広く保障（補償）しております。

主な契約内容

責任開始日時点において、満15歳以上65歳未満であれば、ご加入できます。保険期間は1年間。責任開始日を同日として、自動更新できます。更新可能な年齢は、更新日時点で満70歳未満です。保険料は年齢・性別・職業を問わず、一律月額4,500円です。加入申込に際しては、告知書のみで、医師の診断書の提出は必要ありません。

保障（補償）内容

入院保障

病気または傷害で、その治療を目的として、入院した場合にお支払いします。入院日数が継続して、2日以上ある場合に支払対象となり、入院1日目よりお支払いします。

1回の入院について、80日が限度となります。

入院保険金日額は、男女別・年齢別（5歳きざみ）に設定しておりますので、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

手術保障

病気または傷害で、その治療を目的として、所定の手術を受けた場合にお支払いします。

入院を伴わない場合でも支払対象となります。

手術の種類により、男女別・年齢別の入院保険金日額の10倍・20倍・40倍の額をお支払いします。

通院保障

病気または傷害で、入院保険金の支払事由に該当する入院をし、その退院後、退院日の翌日からその日を含めて100日以内に通院した場合にお支払いし

ます。

1回の通院について、30日が限度となります。

通院保険金日額は、男女別・年齢別（5歳きざみ）に設定しており、入院保険金日額の2分の1の額となります。

また、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

死亡・重度障害保障

保険期間中に死亡したときは、死亡保険金をお支払いします。

病気または傷害で、重度障害状態に該当し、その回復の見込みがないときは、重度障害保険金をお支払いします。

死亡および重度障害保険金額は、男女別・年齢別（5歳きざみ）に設定しております。

また、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

傷害死亡・傷害重度障害保障

保険期間中に傷害により死亡したときは、傷害死亡保険金をお支払いします。

傷害重度障害状態に該当し、その回復の見込みがないときは、傷害重度障害保険金をお支払いします。

傷害死亡および傷害重度障害保険金額は、男女別・年齢別（5歳きざみ）に設定しております。

また、契約を更新した場合、更新後の年齢により、変動します。

日常生活賠償責任補償

被保険者および同一生計者が、個人の日常生活や住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、被保険者本人が法律上賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、お支払いします。

【乳がん診断保険金付女性特定疾病医療保険】

女性専用の医療保険です。妊娠・出産にかかわる病気や子宮筋腫、乳がんなど、女性特有の病気に対する入院・手術・退院後の通院のリスクを保障する医療保険です。あわせて、乳がんと診断された時には乳がん診断保険金、万が一死亡した場合は死亡原因にかかわらず死亡保険金をお支払いします。

主な契約内容

責任開始日時点において、満15歳以上75歳未満であれば、ご加入できます。



保険期間は1年間。責任開始日を同日として、自動更新できます。
更新可能な年齢は、更新日時点で満80歳未満です。
保険料は年齢にかかわらず一律月額2,850円です。
加入申込に際しては、告知書のみで、医師の診断書の提出は必要ありません。

保障内容

乳がん診断保障

責任開始日からその日を含め90日を経過しその翌日以後に乳がん（乳房の悪性新生物）に罹患し、医師によって診断確定されたときにお支払いします。

入院保障

別に定める女性特有の病気の治療を目的として、入院した場合にお支払いします。

入院日数が継続して、2日以上ある場合に支払対象となり、入院1日目よりお支払いします。

1回の入院について、40日が限度となります。

入院保険金日額は、年齢に関係なく同額です。

手術保障

別に定める女性特有の病気の治療を目的として、所定の手術を受けた場合にお支払いします。

入院を伴わない場合でも支払対象となります。

手術の種類により、入院保険金日額の10倍・20倍・40倍の額をお支払いします。

通院保障

入院保険金の支払事由に該当する入院をし、その退院後、退院日の翌日からその日を含めて100日以内に通院した場合で、入院の直接の原因となった女性特有の病気の治療を目的とした通院に対してお支払いします。

1回の通院について、30日が限度となります。

通院保険金日額は、入院保険金日額の2分の1の額で、年齢に関係なく同額です。

死亡保障

保険期間中に死亡したときは、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は、年齢別（5歳きざみ）に設定しており、契約を更新した場合は、更新後の年齢により変動します。

(2) 再保険の状況

当社では、保険業法の一部を改正する法律附則第16条および保険業法施行令の一部を改正する法令附則第3条により、少額短期保険業者に関する経過措置を適用しております。

また、当該規定の適用により、保険金額が保険業法第2条第17項に規定する法令で定める金額を超える保険の引き受けを行うときは、内閣府令で定めるところにより、超過した金額を再保険に付すこととします。

再保険の状況は、以下の通りです。

〔A〕出再先保険会社等の数

	平成20年度		平成21年度	
	国内	海外	国内	海外
再保険を引き受けた保険会社等の数	1社	4社	1社	2社

〔B〕出再先保険会社等のうち、(支払)再保険料の額が大きい上位5社に対する(支払)再保険料の割合

	平成20年度	平成21年度
(支払)再保険料の額が大きい上位5社に対する(支払)再保険料の割合	100%	100%

〔C〕出再先保険会社等の、格付機関による格付に基づく区分ごとの(支払)再保険料の割合

格付区分	平成20年度	平成21年度
AAA	3.8%	3.7%
AA+	-	-
AA	-	-
AA-	5.4%	5.6%
A+	90.8%	90.7%
A	-	-
A-	-	-
-	-	-

(注) 格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社の財務格付を使用しています。

(3) 保険の募集について

株式会社ミニンシュラーは、保険の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行います。

勧誘方針

1. お客様の保険商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるよう、適切な説明を心掛けるとともに、お客様のご意向と実情に適した商品の案内に努めます。
2. 商品の案内・勧誘にあたりましては、お客様のご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行います。
3. お客様からの信頼を第一とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、代理店・募集人に対する研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めます。
5. 万が一保険事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応と保険金の適正なお支払いに努めます。

3. 当社の主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度(2009年度)における業務の概況

平成21年2月24日に登録届出完了した第1号の新商品「日常生活賠償責任補償付更新型医療定期保険」に続いて、第2号の新商品「乳がん診断保険金付女性特定疾病医療保険」の届出を同年5月14日に完了し、販売を開始しました。それに伴い、募集代理店の登録を増やし、販売チャネルの拡充を図りました。(20年度代理店登録 3店、21年度代理店登録 8店)

また、第2号新商品の発売にあたり、NPO法人J・POSH(日本乳がんピンクリボン運動)のオフィシャルサポーターに登録し、日本乳がんピンクリボン運動を支援しています。

個人情報管理体制の一層の整備強化を図る一環として、本年3月8日付けで財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)より「プライバシーマーク」を取得しました。

本年3月17日に、保険法に対応した普通保険約款及び事業方法書の届出を完了しました。

22年度は、販売強化のための募集代理店教育に重点を置き、新規契約の獲得を図りたいと考えています。

このような状況下、当期の保険料等収入は2,414,922千円、保険契約準備金戻入額は55,813千円となり、経常収益は2,470,881千円となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金が1,804,811千円、事業費が657,298千円と、経常費用総額では2,462,113千円となり、経常利益は8,768千円となりました。

また、前期の修正として、修正申告による事業税の還付金7,922千円をその他特別利益に、同消費税の納付額4,238千円をその他特別損失に計上しました。その結果、法人税等の税金を差し引いた当期純利益は10,016千円となりました。

(2) 直近の 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (当期)
経 常 収 益	-	1,047,743 千円	2,470,881 千円
経 常 利 益	-	21,915 千円	8,768 千円
当 期 純 利 益	-	7,348 千円	10,016 千円
資 本 金 の 額 (発行済株式の総数)	-	100,000 千円 (4,000 株)	100,000 千円 (4,000 株)
純 資 産 額	-	107,031 千円	117,047 千円
総 資 産 額	-	556,281 千円	497,925 千円
責 任 準 備 金 残 高	-	297,120 千円	273,499 千円
有 価 証 券 残 高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	-	1544%	1581%
配 当 性 向	-	-	-
従 業 員 (1)	-	7 名	11 名
正味収入保険料の額 (2)	-	51,476 千円	134,304 千円

(1) 従業員数は各年度末における人員数 (派遣社員、パート社員含む) を示し、役員は含めておりません。

(2) 正味収入保険料の内訳は、以下の通りです。

収入保険料	1,443,986 千円
支払再保険料	1,309,681 千円
解約返戻金	- 千円
その他の返戻金	- 千円
差引	134,304 千円

(3) 当社の営業開始日は、平成 20 年 12 月 1 日です。

(3) 直近の2事業年度における業務の状況

当社の主要な業務の状況は以下の通りです。

なお、当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日より営業開始しております。

主要な業務の状況を示す指標等

〔A〕正味収入保険料 (1)

種 目	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	51,476 千円	100%	134,304 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	51,476 千円	100%	134,304 千円	100%

(1) 正味収入保険料とは、当社元受における収入保険料から、解約返戻金やその他返戻金および当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味収入保険料} = \text{収入保険料} - \text{支払再保険料} - \text{解約返戻金} - \text{その他返戻金}$$

〔B〕元受正味保険料 (2)

種 目	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	557,730 千円	100%	1,443,986 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	557,730 千円	100%	1,443,986 千円	100%

(2) 元受正味保険料とは、当社元受における収入保険料から、元受解約返戻金や元受その他返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受正味保険料} = \text{元受収入保険料} - \text{元受解約返戻金} - \text{元受その他返戻金}$$

〔C〕支払再保険料（ 3 ）

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	506,254 千円	100%	1,309,681 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	506,254 千円	100%	1,309,681 千円	100%

（ 3 ）支払再保険料とは、出再保険料から、再保険返戻金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{支払再保険料} = \text{出再保険料} - \text{再保険返戻金}$$

〔D〕保険引受利益（ 4 ）

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	21,752 千円	100%	8,656 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	21,752 千円	100%	8,656 千円	100%

（ 4 ）保険引受利益とは、保険引受粗利益から、営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加味したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\begin{aligned} \text{保険引受利益} &= \text{保険引受粗利益} - \text{営業費及び一般管理費} \\ &+ (\text{その他経常収益} - \text{その他経常費用}) \end{aligned}$$

〔E〕正味支払保険金（ 5 ）

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	24,599 千円	100%	29,920 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	24,599 千円	100%	29,920 千円	100%

（ 5 ）正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約により当社が回収した再保険金を控除したもので、以下の定義にしたがって算出されています。

正味支払保険金 = 支払保険金 - 回収再保険金

〔 F 〕元受正味支払保険金 (6)

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	266,091 千円	-	495,129 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	266,091 千円	-	495,129 千円	100%

(6)元受正味支払保険金とは、当社元受における支払保険金から、元受契約に係る求償等により回収した金額を控除したものを示しています。

〔 G 〕回収再保険金

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	241,492 千円	-	465,208 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	241,492 千円	-	465,208 千円	100%

保険契約に関する指標等

〔A〕契約者配当金

該当事項はございません。

〔B〕正味損害率（ 1 ）、正味事業費率（ 2 ）及びその正味合算率（ 3 ）

種 目	平成 20 年度			平成 21 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
生命保険・ 医療保険	47.8%	114.1%	161.9%	22.3%	112.9%	135.2%
その他の保険	-	-	-	-	-	-
【合計】	47.8%	114.1%	161.9%	22.3%	112.9%	135.2%

（ 1 ）正味損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味損害率} = \text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（ 2 ）正味事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味事業費率} = (\text{保険引受に係る事業費} - \text{再保険手数料}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

（ 3 ）正味合算率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{正味合算率} = \text{正味損害率} + \text{正味事業費率}$$

〔C〕出再控除前の発生損害率（ 4 ）、元受事業費率（ 5 ）

及びその元受合算率（ 6 ）

種 目	平成 20 年度			平成 21 年度		
	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	発生 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
生命保険・ 医療保険	47.7%	45.4%	93.1%	34.3%	45.5%	79.8%
その他の保険	-	-	-	-	-	-
【合計】	47.7%	45.4%	93.1%	34.3%	45.5%	79.8%

- (4) 発生損害率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{発生損害率} = \frac{\text{出再控除前の発生支払保険金 (7)}}{\text{出再控除前の既経過保険料 (8)}} \times 100$$
- (5) 元受事業費率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受事業費率} = \frac{\text{保険引受に係る事業費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}} \times 100$$
- (6) 元受合算率とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{元受合算率} = \text{発生損害率} + \text{元受事業費率}$$
- (7) 出再控除前の発生支払保険金とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{出再控除前の発生支払保険金} = \text{発生支払保険金等} + \text{出再控除前の支払備金積増額}$$
- (8) 出再控除前の既経過保険料とは、以下の定義にしたがって算出されています。

$$\text{出再控除前の既経過保険料} = \text{保険料} - \text{出再控除前の未経過保険料積増額} - \text{発生解約返戻金等}$$

〔 D 〕 再保険を引受けた主要な再保険会社（再保険会社の数）と再保険契約内容

再保険会社	再保険契約内容		
	種類（再保険金額）	平成 20 年度	平成 21 年度
		出再割合	出再割合
ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ	比例再保険（保険金額の 95%）	90.8%	90.7%
再保険会社計 【会社数】		100.0% 【 5 社】	100.0% 【 3 社】

〔 E 〕 再保険を引受けた主要な再保険会社の格付区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	支払再保険料における割合	
	平成 20 年度	平成 21 年度
A - 以上	100.0%	100.0%
B B B 以上 A - 未満	-	-
その他 (B B B 未満・格付なし)	-	-
【合計】	100.0%	100.0%

〔 F 〕 未収再保険金

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	62,124 千円	100%	51,352 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	62,124 千円	100%	51,352 千円	100%

経理に関する指標等

〔A〕支払備金（ 1 ）

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	63,311 千円	100%	42,036 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	63,311 千円	100%	42,036 千円	100%

（ 1 ）支払備金は、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

〔B〕責任準備金（ 2 ）

種 目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
生命保険・医療保険	297,120 千円	100%	273,499 千円	100%
その他の保険	-	-	-	-
【合計】	297,120 千円	100%	273,499 千円	100%

（ 2 ）責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しています。

〔C〕利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません。

〔D〕損害率の上昇に対する経常利益の変動の額

発生損害率が1%上昇すると仮定（正味既経過保険料×1%）

	平成 20 年度	平成 21 年度
経常利益の減少額	4,221 千円	14,688 千円

資産運用に関する指標等

〔A〕資産運用の概況

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	289,811 千円	52%	278,986 千円	56%
金銭信託	-	-	-	-
国債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
【運用資産計】	289,811 千円	52%	278,986 千円	56%
総資産	556,281 千円	100%	497,925 千円	100%

〔B〕利息及び配当金収入ならびに運用利回り（ 1 ）

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	163 千円	0.06%	111 千円	0.04%
金銭信託	-	-	-	-
国債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
【運用資産計】	163 千円	0.06%	111 千円	0.04%

（ 1 ）運用利回りは、収入金額を日平均運用額で除して算出しています。

〔C〕保有有価証券の種類別の残高、構成比、利回りおよび残存期間別残高
該当事項はございません。

(4) 責任準備金の残高の内訳

当事業年度（平成 21 年度）末における責任準備金残高の内訳は、以下の通りです。

種 目	普通責任準備金				
	未経過 保険料	入院通院中 責任準備金	危険保険料 積増	収支残	小 計
生命保険・ 医療保険	187,868 千円	-	-	10,458 千円	187,868 千円
その他の 保険	-	-	-	-	-
【合計】	187,868 千円	-	-	10,458 千円	187,868 千円

種 目	異常危険準備金	契約者 配当準備金等	合 計
生命保険・ 医療保険	85,630 千円	-	273,499 千円
その他の 保険	-	-	-
【合計】	85,630 千円	-	273,499 千円

責任準備金は、元受契約における普通責任準備金（入院責任準備金、危険保険料積増分含む）および異常危険準備金から、それらに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものを示しております。

4 . 当社の運営に関する事項

(1) リスク管理体制について

当社は、リスクを保険引受リスク、事務リスク、システムリスク、流動性リスク、災害等リスク、法務リスクの6つに区分し、以下の体制でリスク管理を行っています。

(リスク管理規程)

当社は、リスク管理の基本方針としてリスク管理規程を定めています。

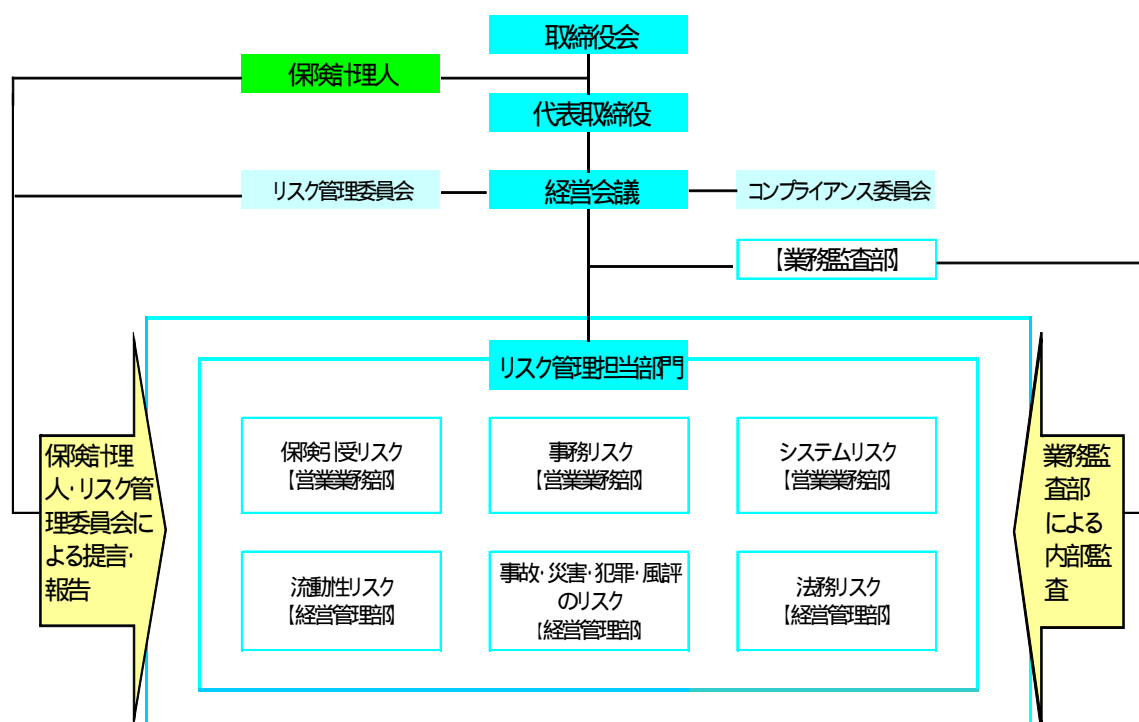
(リスク管理担当部門)

経営管理部、営業業務部、損害調査部の各業務担当部門は、同時にリスク管理担当部門として、所管する業務におけるリスクの所在と種類・特性を把握したうえで、適切なリスク管理を推進・実行し、業務の健全性および適切性を図っています。

(リスク管理委員会)

当社は、経営会議の中にリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当部門におけるリスク管理に対する問題・原因の早期発見に努め、未然の事故防止を図っています。

【当社のリスク管理体制】



(2) 法令遵守(コンプライアンス)体制について

当社では、お客さまからの信頼の確保およびお客さま保護の観点から、法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、以下の体制で法令遵守を行っています。

(法令遵守規程)

当社は、法令遵守の基本方針として法令遵守規程を定めています。

(「コンプライアンス・マニュアル」等)

「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に周知徹底を図るとともに、法令遵守にかかる体制の変更、法令等の制定や改正の際には、その内容を適宜修正し、「コンプライアンス・プログラム」の効果的実践を図っています。

(コンプライアンス委員会)

経営会議の中にコンプライアンス委員会を設置し、日常業務における各従業員の教育・指導・監視を徹底し、適時、コンプライアンスグループへ報告しています。

(3) 個人情報保護方針

株式会社ミニンシュラー（以下「当社」という。）は、少額短期保険業者として、保険を事業の核とした事業活動を行っています。事業活動を通じてお客様から取得する個人情報及び当社従業員の個人情報（以下、「個人情報」という。）は、当社にとって重要な情報資産であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。

したがって、当社は、事業活動を通じて取得する個人情報を、以下の方針に従って取り扱い、個人情報保護に関して、お客様及び当社従業員への「安心」の提供及び社会的責務を果たしてまいります。

1. 個人情報の取得、利用及び提供に関して

- ・適法、かつ、公正な手段によって個人情報を取得いたします。
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を利用いたします。
- ・以下の場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供いたしません。
法令に基づく場合、当社の業務遂行上必要な範囲内で代理店及び業務委託先に提供する場合、再保険の手続きをする場合。
- ・取得した個人情報の目的外利用はいたしません。
- ・目的外利用の必要が生じた場合は、新たな利用目的の再同意を得た上で利用いたしません。

2. 法令、国が定める指針その他の規範（以下、「法令等」という。）に関して

個人情報を取り扱う事業に関連する法令等を常に把握することに努め、当社事業に従事する従業員（以下、「従業員」という。）に周知し、遵守いたします。

3. 個人情報の安全管理に関して

- ・個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又はき損などの様々なリスクを防止すべく、個人情報の安全管理のための迅速な是正措置を講じる体制を構築し維持いたします。
- ・点検を実施し、発見された違反や事故に対して、速やかにこれを是正するとともに、弱点に対する予防処置を実施いたします。
- ・安全に関する教育を、従業員に徹底いたします。

4．センシティブ情報の取扱いに関して

お客様の健康状態・病歴などのセンシティブ情報については、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社はこれらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供いたしません。

5．苦情・相談に関して

個人情報の取り扱いに関する苦情及び相談については、個人情報問合せ窓口を設け、迅速な対応が可能な体制を構築し、誠意をもって対応いたします。

6．継続的改善に関して

- ・当社の個人情報保護マネジメントシステムは、個人情報保護のため、内部規程遵守状況を監視及び監査し、違反、事件、事故、及び弱点の発見に努め、経営者による見直しを実施いたします。これを管理策及び内部規程に反映し、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- ・改善においては、法令等及び JIS Q 15001 に準拠いたします。

制定日 2009 年12 月1 日
株式会社ミニンシュラー
代表取締役 小林 靖治

<個人情報問合せ窓口>

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4 - 8 - 2 秀和第 2 桜橋ビル 8 階
株式会社ミニンシュラー 個人情報問合せ窓口
電話：03 - 3553 - 4545（平日 9：30 ~ 18：00）
FAX：03 - 3553 - 4546

【個人情報の取り扱いについて】

【事業者の名称】

株式会社ミニンシュラー

【ご本人から直接書面取得以外で取得する場合の利用目的】

保険金支払

【開示対象個人情報の利用目的】

- ・ 再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ・ 資料の送付

- ・ お問合せ、ご相談への対応
- ・ アンケート調査実施、モニター実施
- ・ 採用業務
- ・ 人事業務（従業者情報）

【開示等の請求手続き】

当社がご本人様又はその代理人様から、当社が保有する個人情報に関して 開示のご請求、 利用目的の通知のご請求、 訂正のご請求、 追加のご請求、 消去のご請求、 利用停止又は第三者提供の停止のご請求等（以下 から を総称して「開示等のご請求」といいます。）にご対応させていただく場合の手続きは、下記のとおりです。

1. 開示等の請求の申出先

開示等のご請求については、個人情報開示等請求書に必要事項を添付の上、郵送によりお願いいたします。請求書を当社へ郵送する際には、配達記録郵便や簡易書留郵便など、配達記録が確認できる方法にてお願いいたします。

なお、封筒に朱書きで「個人情報請求書在中」とお書き添えいただければ幸いです。

2. 開示等の請求における提出書面

開示等のご請求を行う場合は、個人情報開示等請求書に所定の事項を全てご記入の上、以下のいずれか1点の本人様が確認できる下記の書類を同封してご郵送ください。

運転免許証、住民票の写し、健康保険証の被保険者証

コピーは本籍地を塗りつぶしたものをご用意ください。

3. 代理人様による開示等のご請求

開示等のご請求をすることについて代理人様に委任する場合は、個人情報開示等請求書に加えて、下記の書類をご同封ください。

(1) 代理人様本人であることを確認するための書類（コピー）

運転免許証、住民票の写し、健康保険証の被保険者証のいずれか1点

コピーは本籍地を塗りつぶしたものをご用意ください。

(2) 委任状（ご本人様により委任状に捺印し、その印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。代理人様が親権者などの法定代理人のときは、委任状に代えて、ご本人様との関係がわかる書類をご提出いただくことも可能です。

5. 当社の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成20年度	平成21年度	科 目	平成20年度	平成21年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	289,811	278,986	保険契約準備金	360,431	315,535
現金	218	119	支払備金	63,311	42,036
預貯金	289,593	278,867	責任準備金	297,120	273,499
有形固定資産	568	603	その他負債	88,818	65,342
その他の有形固定資産	568	603	未払法人税等	14,535	174
無形固定資産	185,533	133,764	未払金	1,302	4,093
ソフトウェア	185,504	133,735	未払費用	3,628	4,116
その他の無形固定資産	28	28	前受収益	68,943	0
再保険貸	62,124	51,352	預り金	361	710
その他資産	8,243	11,217	仮受金	47	56,248
未収金	4,242	8,296	負債の部合計	449,250	380,877
前払費用		878	(純資産の部)		
仮払金		17	資本金	100,000	100,000
その他の資産	4,001	2,025	利益剰余金	7,031	17,047
供託金	10,000	22,000	その他利益剰余金	7,031	17,047
			繰越利益剰余金	7,031	17,047
			株主資本合計	107,031	117,047
			純資産の部合計	107,031	117,047
資産の部合計	556,281	497,925	負債及び純資産の部合計	556,281	497,925

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成20年度	平成21年度
経常収益	1,047,743	2,470,881
保険料等収入	993,980	2,414,922
保険料	557,730	1,443,986
再保険収入	436,249	970,935
回収再保険金	241,492	465,208
再保険手数料	194,756	505,727
責任準備金等戻入額	53,314	55,813
支払備金戻入額	15,700	32,192
責任準備金戻入額	37,614	23,620
資産運用収益	163	111
利息及び配当金等収入	163	111
その他経常収益	284	33
経常費用	1,025,827	2,462,113
保険金等支払金	772,345	1,804,811
保険金等	266,091	495,129
再保険料	506,254	1,309,681
事業費	253,470	657,298
営業費及び一般管理費	216,245	603,565
税金	15,248	1,369
減価償却費	21,976	52,363
その他経常費用	11	4
経常利益	21,915	8,768
特別利益		7,922
その他特別利益		7,922
特別損失		4,238
その他特別損失		4,238
税引前当期純利益	21,915	12,451
法人税及び住民税	14,567	2,435
法人税等調整額		0
法人税等合計	14,567	2,435
当期純利益	7,348	10,016

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成20年度	平成21年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	803,837	1,936,971
再保険による収入	209,569	475,980
保険金等支払による支出	411,630	495,129
再保険料支払による支出	506,254	1,309,681
事業費の支出	83,190	602,314
その他	6,887	12,033
小 計	19,218	17,859
利息及び配当金等の受取額	163	111
利息の支払額	-	-
その他	-	-
法人税等の支払額	47	16,796
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,334	1,174
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	28	-
預託金の預入れによる支出	10,000	12,000
営業譲受(包括移転に伴う 預金受入)による収入	182,317	-
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	172,289	12,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入による収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額	191,623	10,825
現金及び現金同等物の期首残高	98,188	289,811
現金及び現金同等物の期末残高	289,811	278,986

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に
少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目	平成20年度	平成21年度
株 主 資 本		
資 本 金		
前 期 末 残 高	100,000	100,000
当 期 末 残 高	100,000	100,000
利 益 剰 余 金		
その他利益剰余		
繰越利益剰余		
前 期 末 残 高	316	7,031
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	7,348	10,016
当 期 変 動 額 合 計	7,348	10,016
当 期 末 残 高	7,031	17,047
利益剰余金合計		
前 期 末 残 高	316	7,031
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	7,348	10,016
当 期 変 動 額 合 計	7,348	10,016
当 期 末 残 高	7,031	17,047
株 主 資 本 合 計		
前 期 末 残 高	99,683	107,031
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	7,348	10,016
当 期 変 動 額 合 計	7,348	10,016
当 期 末 残 高	107,031	117,047
純 資 産 合 計		
前 期 末 残 高	99,683	107,031
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益	7,348	10,016
当 期 変 動 額 合 計	7,348	10,016
当 期 末 残 高	107,031	117,047

当社は、平成20年2月21日設立、同年9月24日関東財務局に少額短期保険会社として登録、同年12月1日営業開始しました。

平成 2 0 年度個別注記	平成 2 1 年度個別注記
<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 資産の評価基準および評価方法 棚卸資産の評価基準および評価方法 ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (会社方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 2年 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 保険業法第113条繰延資産の計上方法 保険業法第113条当事業の規定に基づく繰延資産については、第1期に発生した事業費の一部を繰延資産として計上していましたが、当期において、保険契約の包括移転が行われたことにより当社の経営規模が拡大することとなりました。その結果、新設保険会社に適用される保険業法第113条の規定は不要となり、当期末において保険業法第113条繰延資産を全額償却いたしました。</p> <p>(4) その他計算書類作成のための基本となる事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項</p> <p>(1) 資産の評価基準および評価方法 棚卸資産の評価基準および評価方法 ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分) 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) その他計算書類作成のための基本となる事項 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式を採用しております。</p>

平成 2 0 年度個別注記	平成 2 1 年度個別注記
<p>責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づいて計算しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 従来、税抜方式を採用しておりましたが、当事業年度において、免税事業者になったことから、税込方式に変更しました。 なお、この変更による損益への影響は軽微であります。 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 の規定に基づいて計算しております。</p>
<p>2 . 貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額 405 千円</p>	<p>2 . 貸借対照表に関する注記 有形固定資産の減価償却累計額 1,000 千円</p>
<p>3 . 損益計算書に関する注記 該当事項はありません。</p>	<p>3 . 損益計算書に関する注記 正味収入保険料 (保険料から再保険料を控除した金額) 134,304 千円 正味支払保険金 (保険金等から回収再保険金を控除した金額) 29,920 千円</p>
<p>4 . 株主資本等変動計算書に関する注記 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 4,000 株</p>	<p>4 . 株主資本等変動計算書に関する注記 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 4,000 株</p>
<p>5 . リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません。</p>	<p>5 . リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません。</p>
<p>6 . 1 株当たり情報に関する注記 (1) 1 株当たり純資産額 26,757 円 83 銭 (2) 1 株当たり当期純利益 1,837 円 06 銭</p>	<p>6 . 1 株当たり情報に関する注記 (1) 1 株当たり純資産額 29,261 円 88 銭 (2) 1 株当たり当期純利益 2,504 円 04 銭</p>

(2) 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	218,313	202,678
純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	107,031	117,047
価格変動準備金	-	-
異常危険準備金	111,282	85,630
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
土地含み損益(85%又は100%)	-	-
契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
将来利益	-	-
税効果相当額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(a)	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(b)	-	-
控除項目(-)	-	-
(2) リスクの合計額 $[R_1^2 + R_2^2] + R_3 + R_4$	28,281	25,646
保険リスク相当額	11,129	8,563
R1 一般保険リスク相当額	11,129	8,563
R4 巨大災害リスク相当額	-	-
R2 資産運用リスク相当額	25,207	23,492
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	2,895	2,788
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	21,690	20,190
再保険回収リスク相当額	621	513
R3 経営管理リスク相当額	726	641
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1/2) × (2) }	1,544%	1,581%

**(3) 有価証券または金銭の信託に関する取得価額または契約価額、
時価および評価損益**

有価証券
該当事項はございません。

金銭の信託
該当事項はございません。

(4) 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無

当社は会計監査人の監査は受けておりません。

**(5) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に関する
公認会計士または監査法人の監査証明の有無**

当事業年度の計算書類につきましては、興亜監査法人の監査を受け、適正に作成
および表示されていることの監査証明書を平成 2 2 年 6 月 1 0 日付けで受領して
おります。